

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第30号 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) …2
- 条例第31号 特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) …2
- 条例第32号 宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) …2

規 則

- 規則第39号 宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) …2

公 告

- 公告第71号 農用地利用集積計画……………(農林茶業課) …2
- 公告第72号 横島関連面整備(十一その5)管渠建設工事に係る条件付一般競争入札(令和2年宇治市公告第70号)の一部変更……………(契約課) …2

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第33号 直接請求に必要な選挙人の数……………3
- 告示第34号 期日前投票所を開く時刻の繰下げ……………3
- 告示第35号 宇治市長選挙の期日……………3
- 告示第36号 期日前投票の場所……………3
- 告示第37号 期日前投票所を設ける期間……………3
- 告示第38号 開票事務と選挙会事務の合同……………3
- 告示第39号 選挙運動に関する支出の制限額……………4
- 告示第40号 選挙管理委員会の招集……………4
- 告示第41号 直接請求に必要な選挙人の数……………4

監 査 委 員

- 公表第14号 随時監査の結果の報告……………4

条 例

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年11月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第30号

宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年宇治市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(揭示済)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年11月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第31号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年宇治市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年11月30日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第32号

宇治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項各号列記以外の部分及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 宇治市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「10,000円（）」を「9,000円（）」に

、「10,500円」を「9,500円」に、「8,500円」を「9,000円」に、「9,000円」を「8,000円」に改める。

第17条第2項各号列記以外の部分及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

(揭示済)

規 則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年11月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第39号

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則

宇治市職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則（昭和41年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号ア中「100分の39」を「100分の40」に改め、同号イ中「100分の49.5」を「100分の50」に改め、同項第2号ア中「100分の21.5」を「100分の20」に改め、同号イ中「100分の27」を「100分の25」に改め、同号ウ中「100分の32」を「100分の30」に改める。

附 則

この規則は、令和2年11月30日から施行する。

(揭示済)

公 告

宇治市公告第71号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該計画は宇治市産業地域振興部農林茶業課に備え置いて縦覧に供します。

令和2年11月27日

宇治市長 山本 正

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和2年度第12号

令和2年度第13号

令和2年度第14号

2 縦覧期間

令和2年11月27日以後常時

(揭示済)

宇治市公告第72号

槇島関連面整備（十一その5）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札（令和2年宇治市公告第70号）の一部変更について

槇島関連面整備（十一その5）管渠建設工事に係る条件付一般競争入札の公告（令

和2年宇治市公告第70号)の一部を次のとおり変更しますので公告します。

令和2年12月1日

宇治市長 山本 正

変更する内容

「1 入札に付する事項（5）工事期間」について

変更前	契約日から令和3年3月31日まで	98日間
変更後	契約日から令和3年3月31日まで	77日間

「5 設計図書の配布（2）配布期間」について

変更前	令和2年11月13日	午前9時から
	令和2年12月16日	午後2時まで
変更後	令和2年11月13日	午前9時から
	令和2年12月23日	午後2時まで

「6 設計図書類に関する質疑回答（3）質疑の受付期間」について

変更前	令和2年11月13日	午前9時から
	令和2年12月2日	正午まで
変更後	令和2年11月13日	午前9時から
	令和2年12月9日	正午まで

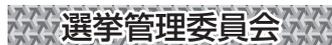
「6 設計図書類に関する質疑回答（4）回答」について

変更前	回答については、令和2年12月8日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。
変更後	回答については、令和2年12月15日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

「7 入札期間及び開札の日時」について

変更前	(1) 入札期間	令和2年12月15日	午前9時から午後6時まで
		令和2年12月16日	午前9時から午後2時まで
	(2) 開札日時	令和2年12月17日	午前9時00分
変更後	(1) 入札期間	令和2年12月22日	午前9時から午後6時まで
		令和2年12月23日	午前9時から午後2時まで
		(2) 開札日時	令和2年12月24日

(掲示済)



宇治市選挙管理委員会告示第33号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和2年11月28日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和2年11月28日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50

分の1の数

3,096人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

51,589人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,795人

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第34号

期日前投票所を開く時刻の繰下げについて

令和2年12月6日執行予定の宇治市長選挙において、次の期日前投票所を開く時刻を1時間30分繰り下げ、午前10時とする。

令和2年11月28日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

施設の名称 アル・プラザ宇治東

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第35号

宇治市長選挙の期日について

任期満了による宇治市長選挙の期日を次のとおり定めます。

令和2年11月29日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

選挙の期日 令和2年12月6日

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第36号

期日前投票の場所について

令和2年12月6日執行の宇治市長選挙における期日前投票の場所を次のとおり定めます。

令和2年11月29日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

京都府宇治市宇治琵琶33番地

宇治市役所

京都府宇治市菟道平町28番地の1

アル・プラザ宇治東

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第37号

期日前投票所を設ける期間について

令和2年12月6日執行の宇治市長選挙において、次の期日前投票所を設ける期間を次のとおり定めるものとする。

令和2年11月29日

宇治市選挙管理委員会

委員長 長谷部 松子

施設の名称 アル・プラザ宇治東

設ける期間 令和2年12月3日～12月5日

(掲示済)

宇治市選挙管理委員会告示第38号

開票事務と選挙会事務の合同について

令和2年12月6日執行の宇治市長選挙における開票事務は、選挙会場において選挙会事務と合わせて行います。

令和2年11月29日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子
(揭示済)

監査委員

宇治市監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。
令和2年11月27日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり
鳥居 進

宇治市選挙管理委員会告示第39号

選挙運動に関する支出の制限額について
令和2年12月6日執行の宇治市長選挙における候補者一人についての選挙運動に関する支出の制限額を次のとおり定めます。
令和2年11月29日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

選挙運動に関する支出の制限額 15,636,000円
(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第40号

選挙管理委員会の招集について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会を招集します。
令和2年12月1日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

- 日時 令和2年12月1日（火） 午前10時～
- 場所 宇治市役所 選挙管理委員会室
- 議題 選挙人名簿の定時登録について 他
- 日時 令和2年12月6日（日） 午前9時～
- 場所 宇治市役所 選挙管理委員会室
- 日時 令和3年1月14日（木） 午前10時～
- 場所 宇治市役所 選挙管理委員会室
- 日時 令和3年2月18日（木） 午前10時～
- 場所 宇治市役所 選挙管理委員会室

(揭示済)

宇治市選挙管理委員会告示第41号

直接請求に必要な選挙人の数について
地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和2年12月1日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。
令和2年12月1日

宇治市選挙管理委員会
委員長 長谷部 松子

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数
3,094人
- 2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数
51,558人
- 3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
25,779人

(揭示済)

第1 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

平成30年度の定期監査における指摘事項に対して講じた措置を対象とし、次の項目について監査を実施した。
使用料収入状況（観光振興課、産業振興課、男女共同参画課、住宅課）
貸付金元利収入収入状況（こども福祉課）
委託料支出状況（こども福祉課、保育支援課）
補助金支出状況（健康生きがい課、介護保険課）
備品管理状況（人事課）
（観光振興課及び産業振興課の監査対象事務は、平成30年度の定期監査当時、商工観光課が所管していた事務である。）

第3 監査の着眼点

平成30年度の定期監査における指摘事項について、提出された措置状況報告書のとおり、監査対象課において措置が講じられ、事務の適正化及び改善が図られているかに着眼して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、監査対象項目の事務事業のうち、主として令和2年4月1日から同年7月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査及び実地調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和2年9月1日から30日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年10月29日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、残念ながら、下記のとおり一部に措置状況報告書に記載された措置が講じられていない所属が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見受けられなかったものについては、次回定期監査においても、指摘事項の無いように、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。
記

1 市長公室人事課

(1) 備品管理状況について

平成30年度の定期監査において、実地調査において確認することができない備品が見受けられた。速やかに改善され、適正な備品管理に努められたいと指摘した。

これに対し、人事課からは配置先不明の備品について、全庁的な一斉調査を含む調査を行った後、備品台帳については、実態に即したものとなるように適正化を図った。今後新たな不明分が生じることを防ぐために人事課所有の備品を各部署に移管する場合については、記録と所管換の手续を徹底して行っていくとの報告があった。

今回、随時監査を行い、適正に備品管理が行われていることが確認できた。

2 産業地域振興部観光振興課

(1) 市営茶室の使用料収入状況について

平成30年度の定期監査において、調定の遅れが見受けられたと指摘した。これに対し、商工観光課（現観光振興課）からは調定の遅れについては、収納事務受託者の報告書の提出が遅れたことが原因であったことから、市及び受託者間において平成31年2月5日に委託契約書の再確認を行い、今後契約書の規定の日までに報告書を提出するよう指導を行った。また、報告書受領後は速やかに調定の手続を行い、以後、適正に処理するよう課内で徹底したとの報告があった。

今回、随時監査を行い、収納事務受託者からの報告書は委託契約のとおり提出されていることが確認できた。

なお、市営茶室は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年3月1日から6月30日までの間、開席していなかった。このため、監査対象期間において、調定の遅れについては確認できなかった。

(2) 観光センターの使用料収入状況について

平成30年度の定期監査等において、収納事務受託者が収納した使用料を市へ入金する時期、調定及び使用許可書発行に遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、商工観光課(現観光振興課)からは収納事務受託者が収納した使用料を市へ入金する時期に遅れが見受けられた点及び使用許可書発行に遅れが見受けられた点については、市と指定管理者及び収納事務受託者間において平成31年2月5日に委託契約書等の再確認を行い、今後の適切な事務執行について指導を行った。また、調定の遅れについては、収納事務受託者の報告書の提出が遅れたことが原因であったことから、今後契約書の規定の日までに報告書を提出することについても指導を行った。あわせて、報告書受領後は速やかに調定の手続きを行い、以後、適正に処理するよう課内で徹底したとの報告があった。

今回、随時監査を行い、収納事務受託者からの報告書は委託契約のとおり提出されていること及び使用許可に係る事務が適正に処理されていることが確認できた。

なお、今回の監査対象期間においては、使用料の納付を要する施設の使用がなかったため、調定の遅れについては、確認できなかった。

3 産業地域振興部産業振興課

(1) 産業会館の使用料収入状況について

平成30年度の定期監査において、使用許可申請、使用料の納付及び調定に遅れが見受けられた。また、使用許可申請書の記入事項に不備が見受けられたと指摘した。

これに対し、商工観光課(現産業振興課)からは使用許可申請及び使用料の納付の遅れ、使用許可申請書の記入事項に不備が見受けられた点については、市と指定管理者及び収納事務受託者間において平成31年2月5日に委託契約書等の再確認を行い、今後の適切な事務執行について指導を行った。そのほか、使用許可申請書の記入事項に不備が見受けられた点については「宇治市産業会館条例施行規則」の様式の一部改正も行う。また、調定の遅れについては、収納事務受託者の報告書の提出が遅れたことが原因であったことから、今後契約書に規定の日までに報告書を提出することについても指導を行った。あわせて、報告書受領後は速やかに調定の手続きを行い、以後、適正に処理するよう課内で徹底したとの報告があった。

今回、随時監査を行い、収納事務受託者からの報告書は委託契約のとおり提出されていること、使用許可及び使用料に係る事務が適正に処理されていることが確認できた。また、使用許可申請書の押印を不要とする様式の改正が行われていた。

4 人権環境部男女共同参画課

(1) 使用料収入状況について

平成30年度の定期監査において、入金の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、男女共同参画課からは自動車駐車場使用料・男女共同参画支援センター使用料の入金の遅れについては、早急な是正を実施し、調定後速やかに入金するよう改善した。今後も入金の遅れが生じないよう、事務の適正化に努めるとの報告があった。

今回、随時監査を行い、男女共同参画支援センター使用料については適正に処理されていることが確認できた。

なお、男女共同参画支援センターの自動車駐車場使用料については、平成31年3月に条例改正され削除されているため、監査対象としていない。

5 福祉こども部こども福祉課

(1) 貸付金元利収入収入状況について

平成30年度の定期監査において、調定の不備が見受けられたと指摘した。

これに対し、こども福祉課からは宇治市奨学資金貸付金返還金、篤志者奨学資金貸付金返還金及びひとり親家庭等福祉生活資金貸付金返還金について、予算額調定及び事後調定となっていたが、平成30年度については、既に償還開始しているものについて、直ちに未償還残高を全額調定するとともに、平成31年度からは、年度当初に前年度の未収分を繰越調定し、年度途中においても償還開始にあわせて随時調定するよう改善するとの報告があった。

今回、随時監査を行い、予算額調定及び事後調定が行われていないことが確認できたものの、一部に適切でない時期に調定されているものが見受けられた。引き続き改善に努められたい。

(2) 委託料支出状況について

平成30年度の定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、こども福祉課からは支出負担行為を適切な時期に行うよう、担当職員に指導を図るとともに、課内で事例報告を行い、委託料をはじめとした支出事務を行う際の注意点について周知徹底を行った。今後は、根拠法令等に基づき適正な事務執行に努めるとの報告があった。

今回、随時監査を行い、支出負担行為の遅れは見受けられず、適正に処理されていることが確認できた。

6 福祉こども部保育支援課

(1) 委託料支出状況について

平成30年度の定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、保育支援課からは支出負担行為を適切な時期に行うよう、職場内で改めて事務手続について指導を図るとともに、事務引継書にも留意点を記載し、周知徹底を行うこととしたとの報告があった。

今回、随時監査を行い、支出負担行為の遅れは見受けられず、適正に処理されていることが確認できた。

7 健康長寿部健康生きがい課

(1) 補助金支出状況について

平成30年度の定期監査において、宇治市骨髄ドナー助成事業において、宇治市補助金等交付規則の規定と齟齬が見受けられたと指摘した。

これに対し、健康生きがい課からは宇治市補助金等交付規則との齟齬がある状況を改善するため、宇治市骨髄ドナー助成事業実施要項を改正し、別記様式第1号「宇治市骨髄ドナー助成金交付申請書兼請求書」を「宇治市骨髄ドナー助成金交付申請書」と「宇治市骨髄ドナー助成金請求書」に分割し、「交付申請→交付決定→請求」の順に行われるようにしたとの報告があった。

今回、随時監査を行い、平成31年3月に要項改正が行われ、適正に処理されていることが確認できた。

8 健康長寿部介護保険課

(1) 補助金支出状況について

平成30年度の定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した。

これに対し、介護保険課からは支出負担行為を適切な時期に行うよう、補助金の支払業務の注意点について事務引継書に記載するとともに、課内に周知徹底をしたとの報告があった。

今回、随時監査を行い、支出負担行為の遅れは見受けられず、適正に処理されていることが確認できた。

9 建設部住宅課

(1) 市営住宅使用料収入状況について

平成30年度の定期監査において、滞納使用料の債権管理について、不十分な点が見受けられた、適正な管理に努められたいと指摘した。

これに対し、住宅課からは滞納使用料の債権管理については、監督職員から担当職員へ適時・適切に指示し、納付指導等の事務手続を遅滞なく行う。また、退去者の債権管理についても、過去の納付指導の経過等を確認し、個別に対応を進めるとの報告があった。

今回、随時監査を行い、滞納使用料全体については収入率の向上が見受けられたものの、退去者の債権管理については対応の遅れが見受けられた。鋭意対応されることを求める。

第7 要望事項

- 1 債権管理を行っている所属については、適正な債権管理に努められたい。
- 2 地方自治法第199条第14項には「当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない」と規定されている。つまり、措置状況報告は指摘を受けた監査対象課が講じた措置だけでなく、監査結果報告を見て、その他の所属が自主的に講じた措置についても想定しているところである。監査結果が宇治市全体で活かされるよう、管理監督者は監査結果報告を見て、自らの所属は同じ指摘を受けることがないか、自己点検に努められたい。

なお、措置状況報告は講じた措置のみを通知するものであって、講じる予定の措置については通知不要である。具体的な措置を講じてから通知されたい。

(揭示済)

